

2025 年 11 月 25 日

岐 阜 県 知 事
江 崎 稔 英 様

岐阜県労働者福祉協議会
会長 筒 井 和 浩

要 請 書

平素は、岐阜県労働者福祉協議会の諸活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協議会は、県内に事業所を有する労働団体、労働者福祉事業団体（東海労働金庫、こくみん共済 coop 及び（一社）岐阜県勤労福祉センター）と県内 5 支部で組織し、現在、総会員数は 269 団体となっています。

労働者福祉事業団体の一つである東海労働金庫では、岐阜県が目指す「一人一人の幸せと確かな暮らしのあるふるさと」に少しでも寄与するため、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。生活不安を抱えたままでは、到底幸せな暮らしを営むことはできないため、勤労者の生涯にわたる豊かな生活の実現のための三つの生活応援運動（生活設計・生活防衛・生活改善）の継続・発展に取り組むとともに、ライフプランニングの基盤となる世代に応じた各種セミナー・相談会等を通じて働く人の金融リテラシー向上をサポートする福祉金融機関としての役割を担っています。

こくみん共済 coop は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念に基づき、「共済」を通じて人ととの「たすけあいの輪」を結び、「安心のネットワーク」を広げ、働く仲間の生活を守り、豊かにしていくことを目的として活動しています。また、積極的に地域社会に貢献する活動も展開しており、豊かで安心できる社会が形成され、継続するために、「防災・減災活動」「環境保全活動」「子どもの健全育成活動」など、さまざまな社会活動に取り組んでいます。

（一社）岐阜県勤労福祉センターも、働く仲間のために貸会議室としての「ワークプラザ岐阜」と無料電話相談・弁護士相談を行う「ライフサポートセンターぎふ」を運営しています。

このように、労働者福祉事業団体をはじめとする会員同士が連携して、勤労者福祉の向上と地域・社会に貢献することを目的とした活動を進めています。

つきましては、下記のとおり要請書を提出しますので、特段のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成について

総務省によると、今年 1 月 1 日現在の住民基本台帳をもとにした外国人を含めた日本の総人口は 1 億 2433 万 690 人で、去年の同じ時期と比べて 55 万 4485 人、率にして 0.44% 減りました。一方で、外国人人口は、367 万 7463 人と 10.65% 増加しており、今後も増加が見込まれています。岐阜県の外国人を含めた人口は 195 万 1292 人で、1 万 6570 人、率にして 0.84% 減り、減少が続いています。一方で、外国人の住民の数は 7 万 2509 人で、5092 人、7.55% 増加しました。また、岐阜県の人口に占める外国人の割合は 3.72% となっており、全国で 6 番目に多くなっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2067 年には現在の約 3 倍にあたる 915 万人となり、総人口に占める外国人比率が初めて 10% を超える予測をしています。

このように、県内には多くの外国人住民が日本人とともに暮らしていることから、政府が SDGs 実施指針の重点事項の一つとして掲げる「誰一人取り残さない」包摂社会の実現のために、また、岐阜県「外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」が目指す「誰もが働きやすく、暮らしやすい

地域社会（多文化共生社会）」の実現のため、一層の事業推進を行うこと。

また、岐阜県には製造業を中心に多くの外国人が居住しており、それに伴い外国人児童生徒も増加しています。外国人児童生徒は、日本での就学義務はないことから、不就学や中退が問題になっています。文部科学省の調査では、全国的に外国籍児童生徒の一定割合が不就学の状態にあることが報告（令和5年度全国で0.6%、岐阜県では0.4%）されています。しかし、不就学児の早期発見や就学状況把握等には、市町村教育委員会だけでは限界があります。子どもの国籍は生涯同じであるとは限らず、教育の保障は社会的自立や社会の安定に直結することから、市町村教育委員会が参加する外国人児童生徒連絡協議会を県主導の下、市町村、学校を中心に、関係団体等と連携して開催・協議を行うことで、協議・共有された有効な手立てを各市町村が実態に応じて実践できるように支援すること。

2. 奨学金制度の拡充について

日本における大学等の高等教育費は、家計に大きな負担となっており、これまで低所得世帯の子どもの進学機会が制約されてきました。日本の教育費は、国際的に見ても家計負担の割合が高く、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率が低くなっています。平均賃金も、最終学歴によって歴然とした差があるのも事実です。また、理想の子ど�数を持たない理由の1位は「子育て・教育にお金がかかりすぎること」となっています。このため、貧困の連鎖や格差の固定化を防ぎ、併せて少子化対策を目的に、「意欲があるのに経済的事情で進学できない学生を支援する」ため、2019年に大学等修学支援法が制定され、2020年4月から施行されています。これにより、住民税非課税等の低所得世帯を対象に、授業料・入学金の減免と給付型奨学金がセットで実施され、2024年度からは「多子世帯」や「理工・農学分野の学生」への中間層（年収約600万円未満）支援も導入されました。2025年度以降では、多子世帯については所得制限なしで授業料減免の全額支援となっています。しっかりととした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況にかかわらず、大学や専門学校等へ進学できる機会が大きく拡がりました。しかし、この制度は認知度が低いため、低所得世帯や外国人世帯では情報が届きにくく、また、入学金は免除ではあるものの、入学金や初期費用の「前払い」を求める大学も多いと言われています。対象を外れた年収400～600万円程度の世帯は、低所得世帯に比べて所得は多いものの、教育費が大きな負担となり、生活費との両立が厳しいことも事実です。

以上のことから高校や大学、専門学校等と連携した説明会の開催や、多言語パンフレット作成、オンライン相談窓口の設置等を実施し、国の支援制度を含む奨学金制度について周知を強化すること。また、県独自の無利子貸付け等による立て替え制度の導入、所得制限で支援の対象から外れる中間所得層への独自支援等を検討、実施すること。

3. 被災者支援と防災・減災の取組について

2024年1月に発生した能登半島地震をきっかけに、災害対策基本法が改正され、国による災害対応の強化、被災者支援の充実、インフラの復旧・復興の迅速化などが講じられ、「場所の支援」から「人の支援」への転換が図られています。この改正の主要な目的は、「避難が困難な人への支援と情報共有の強化」であり、避難所に来られない在宅避難者や高齢者、障害者への支援が適切に行われなければ、生命にかかるリスクが高まるばかりでなく、二次被害や健康被害が拡大します。したがって、避難行動要支援者名簿や被災者台帳の整備と情報の共有化は、改正の中心的

な課題となっています。

このため、市町村に対して避難行動要支援者名簿の適切な更新等の働きかけを行うとともに、支援の担い手であるボランティアや新たに創設された被災者援護協力団体との情報共有体制を強化し、被災者支援を強化すること。

4. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化について

- (1) 日本では、高齢化・少子化・核家族化の進展や、地域コミュニティの希薄化により、家族や地域とのつながりが弱まり、孤独や孤立を抱える人が増えてきました。若者の不登校やひきこもり、女性の生きづらさ、非正規雇用や失業による孤立、子育て世代の孤立、高齢者の一人暮らしなど、ライフステージごとに孤独・孤立が顕在化しています。特に、日本の自殺率は先進国の中でも高い水準にあり、中でも若年層が上位を占めています。これは、孤独や孤立が自殺の要因の一つとされており、自殺対策基本法（2006年）と並んで、新たに孤独・孤立そのものへの包括的な対策の必要性が高まったことから、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年5月に成立し、令和6年4月に施行されました。これにより、24時間対応の相談窓口などの相談支援体制の強化、行政・福祉・医療・教育・労働機関が連携したネットワーク構築、地域の交流拠点づくりによる孤独・孤立の予防、不登校・ひきこもり・DV・生活困窮者など特に配慮が必要な層への支援等が強化されました。

岐阜県では、岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにより、行政とNPO等との連携が図られているが、不登校・ひきこもりの者や独居高齢者をはじめ、孤独・孤立の状態にある者が顕在化していることを踏まえ、当事者の状況に応じた支援を強化すること。

- (2) 子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」をヤングケアラーとして位置づけ、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象としています。ヤングケアラーが行うケアの内容は、食事の準備、掃除や洗濯、家族の通院の付添いや見守りなど多岐にわたっています。これらをはじめとしたさまざまなケアに追われることで、授業やクラブ活動に参加したり、勉強や友達と交わる時間が制限され、本来の子どもとしての教育・社会経験の機会を得ることができず、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、ヤングケアラーが抱える困難は、ケア内容そのものの負担だけでなく、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている可能性があるため、精神面を含めて子どもの将来に影響を及ぼす可能性が指摘されています。さらに、本人や家族に自覚がない、不安や不満を抱えていても言い出すことができない子どももおり、家庭内の事情であるために外部のサポートにつながりづらいことも、ヤングケアラーを取り巻く課題のひとつと考えられます。このようにヤングケアラーの子どもたちは、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性があり、早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。岐阜県では、「岐阜県ケアラー支援条例」を制定し、それに基づき、「岐阜県ケアラー支援推進計画」を策定し、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員への研修、オンラインサロンやSNS相談窓口の開設等、計画的・総合的な支援を進めています。

こども家庭庁の令和5年度「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査」の中の都道府県/市区町村に主導的な役割を期待する取組によれば、ヤングケアラー・コーディネーターの配置が上位に取り上げられ、効果が発揮されていることから、岐阜県としても、引き続き配置し、ヤングケアラー支援を強化すること。

(3) 「ひきこもり」という呼称は、1990年代から社会に広がり、2010年代に入ると、80代の親がひきこもった50代の子を支え続ける「8050問題」が浮上してきました。支援が届きにくく、高齢化とともに社会から孤立した状態が長期に及ぶ問題の根深さが認知されるようになりました。内閣府は2023年3月31日に「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果を公表し、引きこもり状態にある人は、15~39歳で2.05%、40~64歳で2.02%おり、全国は約146万人と推計されています。現在、岐阜県では、2016年に設置した「ひきこもり地域支援センター」が、各市町村や関係機関と連携しながら相談・支援体制の中核を担っています。

ひきこもりへの支援の鍵は、まずは相談にたどり着けるかどうかと言われていることから、学校や医療機関、地域包括支援センター、NPOなどと連携を取りながら、対面や電話のほかオンラインなど支援の入口を広げ、早期発見・初期支援ができる体制を構築すること。あわせて、高齢化により「8050問題」が一層深刻化することから、中高年・高齢親子への重点的な支援を強化すること。

(4) 近年、県内において子ども食堂は急速に増加し、子どもの貧困対策のみならず、孤立防止や地域交流の拠点としても重要な役割を担っています。このため、支援策等も拡充され、運営基盤の支えとなっています。しかし、ボランティアや資金、人材の不足、情報の届きにくさなどは引き続き課題となっています。

子ども食堂を単に「困窮家庭支援の場」にとどめず、すべての子どもと地域を支える共生社会の基盤に発展させるためにも、国等に対して助成制度等の拡充の要望を行うとともに、岐阜県独自の助成制度等の拡充も行うこと。また、助成金等の交付についても、子ども食堂運営費の立替え等の負担軽減を図るため、前払い制度の導入も検討すること。併せて、申請等に必要な書類の提出が負担となり、活動の時間にも影響があることから、提出書類の簡素化も図ること。

5. 消費者行政の充実強化について

(1) 消費生活相談は、消費者トラブルを解決するため、消費者からの商品・サービスに関する苦情や相談を受け付け、専門の相談員が助言し、事業者との交渉の支援（あっせん）や、被害の未然防止のための啓発活動などを行っています。しかし、近年相談件数の増加にもかかわらず、人員の不足により、専門性のある相談員による相談対応が難しくなっています。岐阜県の消費者被害をなくすために、消費者の立場から活動する消費者ネットワーク岐阜が、2024年12月に岐阜県内の自治体を対象として行ったアンケートによれば、消費生活相談窓口での行政職員が減る一方で、消費生活相談員の人員には変化が見られず、消費生活相談員への負担が高まっていることが判明しています。このため、小規模自治体では、相談員の配置日数を減らすなどの対応でしのいでいるのが現状です。また、消費生活相談員の採用についても、募集しても応募がないと回答した自治体が半数に及んでいます。岐阜県では、相談員確保の支援策として、これまで名簿提供や資格取得講座の広報等実施していますが、十分な消費生活相談員の確保には至っていないのが現状です。

このため、消費生活相談員を確保するために、消費生活相談員資格試験を受講予定の人を対象に、岐阜県主催の資格取得支援講座を開講し、消費生活相談員資格試験合格者には、消費生活相談員人材バンク（仮称）への登録を条件として、県内の自治体の消費生活相談員の確保につながり、岐阜県の消費生活相談体制の拡充にもつながることから検討、実施すること。

(2) 消費生活相談デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、デジタル技術を活用して、消費生活相談のサービス提供体制や現場の業務を根本的に変革し、消費者と相談員の双方にメリットをもたらす取組です。2023年7月に消費者庁と国民生活センターが、「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション（DX）アクションプラン」を取りまとめ、2030年度までの目標を設定し、デジタル技術の活用による消費者相談体制のDXを進めています。まずは、2026年度中に24時間対応可能な「消費生活ポータルサイト」の開設を目指し、相談者の利便性向上や職員の業務効率化を図る予定です。

消費者ネットワーク岐阜が、2024年12月に岐阜県内の自治体を対象として行ったアンケートによれば、DXの対応として、「特にしていない」と答えた自治体が半数に上り、特に町村での準備が遅れている結果となりました。DXには多額の費用が必要となり、相談員の不足も重なって、自治体には重い負担となっています。DXを進める上で、恒久的な交付金等を国に求めていくとともに、DXの推進を県内自治体に働きかけること。

(3) 近年、特殊詐欺による被害は大幅に増加しており、AIの悪用やSNSを使った投資詐欺、ロマンス詐欺等多様化している極めて深刻な情勢です。被害は幅広い年代に拡大し、国際電話を使った特殊詐欺と強盗を組み合わせたハイブリッド型犯罪も増加し、若年層をターゲットにした匿名・流動型犯罪グループによる凶悪犯罪も後を絶ちません。

未然防止のために、高校や大学での「デジタル消費者教育」の強化や、高齢者・孤立世帯・外国住民・若年層への対応強化、被害に遭った場合には、関係機関等との連携を強化し特殊詐欺被害の対策を強化すること。

6. 岐阜県労働福祉事業費補助金の確保について

岐阜県労働者福祉協議会が行う勤労者のための一般事業及び勤労者球技大会運営費について、補助金の確保に努めること。